

# 東京都大規模事業所省エネルギー対策促進プロジェクト実施要綱

(制定) 平成 23 年 6 月 1 日付 23 環都総第 45 号

## 第 1 要綱の目的

この要綱は、「東京都大規模事業所省エネルギー対策促進プロジェクト」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

## 第 2 本事業の概要

- 1 東京都（以下「都」という。）は、都内の大規模事業所を設置する事業者のうち中小規模事業者に対し、当該大規模事業所における省エネルギーに資する設備又は機器の導入その他の省エネルギー対策（以下単に「省エネルギー対策」という。）に係る経費の一部を助成する。
- 2 1の助成を受けた事業者は、省エネルギー対策を促進するとともに、当該省エネルギー対策に基づく温室効果ガスの排出量の削減効果に係る報告・分析等に協力する。
- 3 都は、省エネルギー対策の効果等の分析・検証を踏まえ、大規模事業所において中小規模事業者が取り組む有効な地球温暖化対策について広く普及させていく。

## 第 3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 条例 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号)
- (2) 規則 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成 13 年東京都規則第 34 号）
- (3) 特定地球温暖化対策事業者 条例第 5 条の 11 第 1 項に規定する特定地球温暖化対策事業者
- (4) 特定地球温暖化対策事業所 条例第 5 条の 7 第 9 号に規定する特定地球温暖化対策事業所
- (5) 特定中小規模事業者 次に掲げる者
  - ア 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）のうち、次の要件に該当するものを除いたもの
    - (イ) 一の大企業（中小企業者以外の会社をいう。以下同じ。）又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の 2 分の 1 以上を所有している場合
    - (ロ) 複数の大企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の 3 分の 2 以上を所有している場合
    - (ハ) 一の大企業の役員又は職員が、当該中小企業者の役員総数の 2 分の 1 以上を兼務している場合
  - イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項第 7 号に規定する協業組合、同項第 8 号に規定する商工組合又は同項第 9 号に規定する商工組合連合会

- ウ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条第 1 号に規定する事業協同組合、同条第 1 号の 2 に規定する事業協同小組合、同条第 1 号の 3 に規定する火災共済協同組合、同条第 2 号に規定する信用協同組合、同条第 3 号に規定する協同組合連合会又は同条第 4 号に規定する企業組合
- エ 商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）第 2 条第 1 項に規定する商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
- オ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和 32 年法律第 164 号）第 3 条に規定する生活衛生同業組合、同法第 52 条の 4 第 1 項に規定する生活衛生同業小組合又は同法第 53 条第 1 項に規定する生活衛生同業組合連合会
- (6) 大規模等事業者 特定中小規模事業者以外の事業者
- (7) 区分所有者 建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号。以下「区分所有法」という。）第 2 条第 2 項の区分所有者
- (8) 共用部分 区分所有法第 2 条第 4 項の共用部分
- (9) 専有部分 区分所有法第 2 条第 3 項の専有部分
- (10) 第一計画期間 条例第 5 条の 7 第 10 号の削減計画期間のうち、平成 22 年度から平成 26 年度までの期間
- (11) 超過削減量 条例第 5 条の 11 第 1 項第 2 号アの超過削減量
- (12) 一般管理口座 条例第 5 条の 19 第 2 項第 3 号の一般管理口座
- (13) 移転先一般管理口座 規則第 4 条の 21 の 7 第 1 項の移転先一般管理口座

#### 第 4 本事業の具体的な内容

##### 1 省エネルギー対策に係る経費の助成

###### (1) 助成対象事業者

助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、特定地球温暖化対策事業者のうち、特定中小規模事業者とする。

###### (2) 助成対象経費

ア 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業者に係る特定地球温暖化対策事業所において、東京都ビジネス事業者（東京都地球温暖化対策ビジネス事業者登録・紹介制度実施要綱（平成 17 年 4 月 25 日付 17 環都計第 22 号）第 3 条第 1 項の規定により登録を受けている地球温暖化対策事業者をいう。）による省エネルギー診断（規則第 4 条の 24 第 3 項第 2 号に規定する調査及び分析並びに提案をいう。）の結果に基づき行う省エネルギー対策に要する経費とする。

イ 助成対象事業者が特定地球温暖化対策事業所の区分所有者であり、かつ、他の区分所有者のうち大規模等事業者がいる場合において、当該特定地球温暖化対策事業所の共用部分における省エネルギー対策を実施するときは、助成対象経費のうち当該共用部分についての経費は、アの経費に、次のいずれか低い割合を乗じて得た経費とする。

(ア) 当該共用部分を共用する全ての区分所有者の専有部分の床面積の合計に対する当該共用部分を共用する全ての特定中小規模事業者の専有部分の床面積の合計の割合

(イ) 当該共用部分の省エネルギー対策に要する経費の合計に対する当該共用部分を共

用する全ての特定中小規模事業者が負担する経費の合計の割合

ウ 助成対象事業者に係る特定地球温暖化対策事業所において、当該助成対象事業者以外の特定地球温暖化対策事業者のうちに大規模等事業者がいる場合であって、助成対象経費をア又はイの規定による経費とすることが適当でないときは、当該助成対象経費は、都が別に定める経費とする。

(3) 助成金額

助成金の交付額は、助成対象経費の3分の1以内（5千万円を限度とする。）とする。

(4) 助成金の交付決定の手続

助成金の交付申請内容の審査に当たっては、学識経験者等の外部有識者及び都の職員等で構成する審査会を設置して、行うものとする。

## 2 事業効果の分析・検証・公表等

(1) 事業者の報告等

1による助成金の交付を受けた事業者（以下「助成金交付事業者」という。）は、1(2)の省エネルギー対策を実施する特定地球温暖化対策事業所（以下「対象事業所」という。）について、省エネルギー対策を促進し、条例第5条の11第1項の規定による義務の達成及び条例第6条の規定による地球温暖化対策計画書の提出を行うほか、当該助成金の交付を受けた年度の翌年度から平成32年度まで毎年度、前年度の省エネルギー対策に基づく温室効果ガスの排出量の削減効果等に関する報告書を都に提出するとともに、当該効果の分析・検証を都が行うために必要な協力をするものとする。

(2) 指導・助言

都は、必要に応じて、助成金交付事業者の省エネルギー対策の取組に対して指導・助言を行うものとする。

(3) 分析・検証及び公表

都は、対象事業所における省エネルギー対策後の温室効果ガスの排出量の削減効果等に関して継続的な分析・検証を行い、今後の大規模事業所において中小規模事業者が取り組む有効な地球温暖化対策の普及につなげるため、助成金の交付対象となった大規模事業所ごとの温室効果ガスの排出量の削減効果などを公表していくものとする。

## 3 助成金の返還

助成対象事業者は、助成金の交付を受けた日から第一計画期間の翌年度の末日までにおいて、対象事業所における超過削減量が移転先一般管理口座から他の一般管理口座に移転されたときは、交付を受けた助成金を都に返還するものとする。

## 第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

1 都は、財団法人東京都環境整備公社（以下「公社」という。）に対し、第4の1による助成金の原資として出えんを行うものとする。

2 公社は、1の出えん金をもとに基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に

基づき、基金を適正に管理するものとする。

3 都は、1 の出えん金のほか、公社に対し、次の事務を委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。

(1) 2 の基金を原資として、第4の1により、助成金の交付を行うこと。

(2) 第4の2により、助成金交付事業者からの報告の徴収、助成金交付事業者への指導・助言並びに温室効果ガスの排出量の削減効果等の分析・検証及びその結果の都への報告を行うこと。

(3) 第4の3により、助成金交付事業者から助成金を返還させること及び当該返還金の都への納付を行うこと。

#### 第6 本事業の実施期間

1 第4の1による助成金の交付申請の募集は、平成23年度及び平成24年度に行う。

2 第4の1による助成金の交付は、平成23年度及び平成24年度に行う。

3 第4の2による報告書の提出は、平成32年度まで行う。

4 第4の3による助成金の返還は、平成28年度まで行う。

#### 第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、都が別に定める。

附 則（平成23年6月1日付23環都総第45号）

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。